遅 延 理 由 書

年 月 日

手 馬 県 知 事 様	
	住所
	氏名
	音導員申請(届)をするに当たっれた期限をすぎましたのは、下記の理由によますのでよろしくお願いします。
	記
理由	

※注 (期 限)

- ・指定証訂正……本籍又は氏名を変更したときは、30日以内
- ・住所変更………住所を変更したときは、10日以内
- ・指定証及び標識の再交付…指定証・標識を損傷し、又は亡失したときは 30日以内
- ・再交付後発見……亡失した指定証・標識を発見したときは、5日以内
- ・指定取消………戸籍法第87条に規定する届出義務者は被指定者が死 亡又は失そうの宣告を受けた日から、30日以内